

令和5年度 市民総務部 経営方針

令和6年3月
市民総務部長 伊藤信夫

1 部・室の基本方針

(1) 部の組織目標	(2) 「まちづくり構想 福知山」で掲げる政策・施策の実現、及び行政改革大綱 2022-2026 の取組推進に向けた部内の運営方針
<p>「私たちは、(現在の)顧客の要求期待を知り感動を提供するマーケティングと、(将来の)成長と変化を仕掛けていくイノベーションによる行政サービスの提供等により、生活者・利用者起点のサポートソリューションの実現を通じて、新たな価値を創造します。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に寄り添う丁寧な窓口運営など、迅速かつ正確で質の高いサービスを提供する。 ● 「スマートシティふくちやま」の実現により、人口減少等に起因するまちの課題解決や市民の利便性を向上する。 ● 市民が健康で文化的な生活を営むために必要な医療保険制度の適正な運営、くらしに関する各種相談窓口の機能を充実する。 ● SDGsの目標達成に向けた廃棄物の適正な処理及び良好な環境の保全を進める。

2 令和5年度の重点目標

No	重点目標	現状認識（重点目標の背景にある現状と課題、社会の動向など）	取組内容及び成果目標	達成状況（年度末評価）	達成度
1	本庁舎電気自動車等急速充電設備整備	市内に十分整備されていない急速充電設備を市役所本庁舎敷地内に設置することにより、脱炭素社会の実現に向け、EV等の普及促進を図る。	【取組内容】 ・市役所東側のおもいやり駐車場のスペースに急速充電設備1台を設置する。 【成果目標】 ・12月末までに設置する。	令和6年3月1日に運用開始。 ゼロカーボンシティ推進のため運用開始の広報を積極的に行う。	C
2	行政手続オンライン化の推進 【行政改革大綱2022-2026】	国は、「自治体DX推進計画」に行政手続きのオンライン化を掲げており、本市においても「スマートシティふくちやま推進計画」、「行政改革大綱2022-2026」に位置づけ、取り組むこととしている。	【取組内容】 ・国が指定する手続き（現時点198手続）のオンライン化を進める。 ・本市HP上に構築した「手続きナビ」に掲載している手続き（現時点111手続）のオンライン化を進める。 【成果目標】 ・国指定手続き 現在20.2%（40手続） → 40.4%	オンライン手続きを継続推進。 オンライン化率 ・国指定手続き 57手続（21.3%） ・手続きナビ 20手続（18.0%）	D

			(80手続き) ・手続きナビ 現在17.1%(19手続き)→29.7% (33手続き)		
3	「再犯防止推進計画」の新規策定	平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体においても再犯防止施策の実施が責務とされ、同法第8条第1項の規定で市の再犯防止推進計画の策定が努力義務とされているが未策定の状況である。	【取組内容】 ・市内PTの立上げ、計画策定会議の開催 ・パブリックコメント、計画の策定、公表 【成果目標】 ・令和5年度内に計画の策定を完了	再犯防止推進計画策定について、策定懇話会の開催、パブリックコメント等を実施。 令和6年3月に策定、公表済。	C
4	斎場施設に係る設備改修等と適切な維持管理による長寿命化の推進	開設後26年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。今後も人生終焉の場に相応しい施設として機能するよう計画的な整備を図る。	【取組内容】 ①火葬炉改修、②冷暖房設備改修、③火葬棟の監視カメラ設備改修、④正面玄関歩廊バリアフリー化等、施設の整備及び維持管理に努める。 【成果目標】 ・②と③は第1四半期に着工。 ・全ての改修を年度内に完了する。	各種改修工事を計画通り年度内に完了。	C
5	国民健康保険被保険者の健康増進と医療費抑制のために健康診査の受診率及び保健指導の指導率を向上させる。	高度な医療や高額な薬剤により、一件あたりの医療費は年々増加傾向にある。そうした中で、京都府に収める納付金は増加しており、収入の確保とともに、医療費の抑制が大きな課題である。	【取組内容】 ・疾病の予防、早期発見、早期治療が医療費の抑制に寄与するため、特定健診の実施及び健診結果に基づく保健指導を行う。 ・年齢や受診歴等によるグルーピングを行い、グループ毎に受診の後押しとなる受診勧奨を工夫して行う。 ・保健師による電話や訪問など丁寧な対応による保健指導を行う 【成果目標】 ・国特定健診の受診率を前年度より向上させる。 ・保健指導の実施率を前年度より向上させる。	特定健診の受診率、特定保健指導の実施率前年度より向上。	C
6	埋立処分場延命化実施計画の中間評価の実施と不燃系産業廃棄物受入停止に向けた計画の推進	不燃系産業廃棄物に係る処理手数料の段階的値上げにより搬入量は減少傾向。長田野企業など企業の理解は進んでいるが小規模企業や非営利の団体等への対応が必要。	関係者との調整、環境審議会、議会などへ丁寧な説明を行い、合意形成を図るとともに実効性のある対策を策定する。 第2四半期中に中間評価について環境審議会に報告し、必要に応じて年度内に実施計画の修正を行う。	産業廃棄物（不燃系）の受入停止の一部見直しについて、関係機関、議会等に説明、環境審議会に報告。具体的な取扱い等の細部の調整を継続して進める。	C

区分	達成の度合	定量的な判断基準	定性的な判断基準
A	目標を著しく上回る成果をもって達成	達成水準に対して 150%以上の成果	期待を大幅に上回る成果
B	目標を上回る達成	達成水準に対して 110%以上の成果	期待以上の成果を挙げた
C	目標通りに達成	達成水準通り（100%）の成果	ほぼ期待通りの成果を挙げた
D	目標を未達成	達成水準に対して 100%未満 複数の成果目標に対して一部未達成	期待通りの成果に至らなかった
E	目標を著しく未達成	達成水準に対して 50%未満	期待を大幅に下回る結果

3 所管部署が関与する庁内推進組織

推進組織の名称	役割等	所管事項（概要）	令和5年度取組内容	進捗状況（事務局課のみ記載）
庁舎窓口改修等計画策定会議・部会	事務局 （総務課）	窓口環境等の整備	計画策定委託業者の計画書等を受けた検討	令和4年度内に計画（1・2階）を策定
IT推進本部	事務局 （デジタル政策推進課）	情報化施策に関すること	スマートシティの推進、デジタル人材の育成等	スマートシティ推進計画に基づきDX他を推進
再犯防止計画策定PT	事務局 （市民課）	再犯防止計画策定に関する こと	再犯防止計画の策定	令和5年度から施行